

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	高齢者商品券配付事業費	①物価高騰による高齢者(65歳以上)の負担を軽減するために、食料品等の購入に使用できるプレミアム商品券を配付する。 ②プレミアム商品券配付に係る経費(補助金) ③商品券換金費用 36,419千円 事務費 3,581千円 (内訳) 消耗品費 111千円 郵送料 2,370千円 印刷製本費 880千円 換金子数料等 220千円 合計 40,000千円 ④高齢者(65歳以上)、町商工会	R7.12	R8.3
2	⑥地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通事業者燃料・資材等価格高騰対策支援事業費補助金	①住民の移動手段である公共交通機関の維持を図るため、電気代、資材価格高騰の影響を受ける交通事業者(鉄道事業者)への支援を行う。 ②電気代、資材価格高騰分 R7.3~R8.2 補助率1/2 ③電気代:(補助対象月の単価-令和2年度平均単価)×電気使用量×12か月分×補助率×按分率 13,250,000円/月×12か月×1/2×6.4%=5,088千円 資材代:(補助対象期間中実購入単価-令和2年度実購入単価)×購入数×補助率×按分率 34,800千円×1/2×6.4%=1,114千円 5,088千円+1,114千円=6,202千円 ④富山地方鉄道	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	第2子保育料免除事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、第2子の保育料を免除することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②令和7年度の第2子保育料の保護者負担分を減免する。 ③月平均保育料(第2子分)16千円×12か月×対象者69人=13,248千円 ④保育施設を利用する第2子の保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費助成事業	①物価高騰等により経済的影響を大きく受けている子育て世帯の負担軽減のため小・中学生の給食費を減免するもの。 なお、子育て世帯は、給食費以外にも生活費等で大きく物価高騰の影響を受けていることもあり、給食費保護者負担額の引き下げではなく無償化とする。 ②令和7年度の給食費のうち保護者負担分を減免する。 (教職員の給食費は対象外) ③●小学校 6校 26,338千円 【内訳】 ・小学校 4校分 保護者負担額4,500円×489人×11か月=24,206千円 ・小規模認定校 2校分 保護者負担額2,850円×68人×11か月=2,132千円 ●中学校 1校 19,068千円 【内訳】 保護者負担額:5,400円×321人×11か月=19,068千円 ④給食材料納入者(保護者負担減免)	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	町外通学児童学校給食費助成事業	①物価高騰等により経済的影響を大きく受けている子育て世帯の負担軽減のため小・中学生の給食費を補助するもの。 なお、子育て世帯は、給食費以外にも生活費等で大きく物価高騰の影響を受けていることもあり、給食費保護者負担額の引き下げではなく無償化とする。 ②町立以外の学校へ通う町在住児童の令和7年度の給食費相当分を補助する。(教職員の給食費は対象外) ③●小学生 439千円 【内訳】 ・小学生 7人分 補助額:上限5,700円/月×7人×11か月=439千円 ●中学生 1,452千円 【内訳】 ・中学生 20人分 補助額:上限6,600円/月×20人×11か月=1,452千円 ④町立以外の学校へ通う町在住児童の保護者	R7.4	R8.3
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	病院事業会計繰出金事業	①電気料、燃料価格高騰による医療体制への影響緩和を目的として、病院事業会計への繰出を行う。 ②かみいち総合病院における電気料、燃料価格高騰相当分経費 ③令和7年度電気料高騰相当経費(令和7年度電気料金(見込み)-令和3年度電気料金(基準年))において29,816千円の高騰額が見込まれることから、当該事業費を計上。 ●令和3年度電気料金 61,984千円 ●令和7年度電気料金(見込み) 91,800千円 (積算) 4月~10月実績 55,400千円 11月~3月見込み 36,400千円(昨年同時期実績35,511千円) 55,400千円+36,400千円=91,800千円 ●高騰見込額 91,800千円-61,984千円=29,816千円 高騰見込額のうち10,144千円を予算計上。 ④病院事業会計	R7.4	R8.3
7	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通事業者価格高騰対策支援事業費補助金	①住民の移動手段である公共交通機関の維持を図るため、燃料価格高騰の影響を受ける交通事業者(タクシー業者)への支援を行う。 ②燃料価格高騰分 対象期間:R7.3~R8.2 補助率:1/8 ③(補助対象月LPG料金単価-令和2年度平均LPG料金単価-国の直接支援単価)×(日数×1台当たり使用量)×所有台数×補助率=410千円 ④タクシー事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減免事業	①物価高騰による町民の負担を軽減するため、水道料金の基本料金とメーター使用料を3か月間免除する。(公共施設を除く) ②水道料金の減免に係る水道事業会計への繰出金 ③基本料金1,540円/月×7,479(世帯及び事業所)×1.1 =12,669,426円/月 メーター使用料(110~2,200円) 1,078,353円/月 12,669,426円+1,078,353円=13,747,779円/月 13,747,779円/月×3か月=41,243,337円 ④一般家庭、事業所(公共施設を除く)	R7.12	R8.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	在宅要介護者等おむつ給付事業	①物価高騰による要介護者の負担を軽減するために、おむつ券を配付する。 ②おむつ券配付に係る経費 ③印刷製本費 50千円 扶助費 12,000円×198人=2,376千円 合計 2,426千円 ④要介護者	R7.12	R8.3
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業資材等価格高騰緊急対策事業	①物価高騰により経済的な影響を受けているさといも農家の事業継続を支援するため、販売農家に対し農業用資材等の購入費の一部を支援する。 ②さといも販売農家への補助金 ③補助金 25千円/10a×875.6a=2,144千円 ※25千円はR3~R7の資材費高騰相当額 ※875.6aはR7年度の作付面積 ④さといも販売農家	R7.4	R8.3
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰経営安定緊急支援事業	①物価高騰により経済的な影響を受けている畜産農家の事業継続を支援するため、畜産農家に対し飼料の購入費の一部を支援する。 ②畜産農家への補助金 ③補助金 2経営体×1,500千円/上限=3,000千円 1経営体×500千円/上限=500千円 合計 3,500千円 ④畜産農家	R7.4	R8.3